

平成 22 年 9 月 25 日制定

日本音楽教育学会広報委員会規定

- 第 1 条 学会会則第14条 6 項にもとづき広報委員会（以下委員会）をおく。
- 第 2 条 この委員会は、「ニューズレター」の編集・発行、および学会ホームページの更新を行う。
- (1) 「ニューズレター」は、原則として年 2 回以上発行する。
 - (2) 「ニューズレター」は、常任理事会・理事会・各種委員会・ワーキンググループ等の報告、大会・ワークショップ等のお知らせ、新刊文献・資料等のお知らせ、会員の声等を掲載する。
 - (3) 学会ホームページでは、主に、最新の情報配信と収集、およびこれまでの過去資料の整理と管理をおこなう。ホームページに掲載する内容については、常任理事会・理事会・各種委員会等と相談しながら進める。
- 第 3 条 委員会は、会員の中から選ばれた下記 3 名以上の委員をもって構成する。
- (1) 常任理事の互選による委員 1 名
 - (2) 本学会の専門研究分野を考慮して、委員会が推薦する委員 2 名以上
- 第 4 条 委員は任期を 2 年とし、連続 2 期を越えないものとする。
- 第 5 条 委員会に委員長 1 名をおき、委員のなかから互選する。委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 第 6 条 委員会は、毎年 1 回以上全委員の総会を開き、編集方針、その他について協議する。

附 則

この規程は平成 22 年 9 月 25 日より実施する。